

(平成21年7月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から46年3月まで

20歳に到達してから結婚するまでの期間は、母が私の国民年金保険料を納付してくれていた。結婚してからは、母及び夫と3人で暮らしていた。当時、同居していた母と夫については、申立期間の国民年金保険料が納付されている記録になっているのに、私だけ未納の記録になっているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間である上、申立人は、20歳に到達した昭和42年※月から国民年金に加入し、申立期間を除き、国民年金加入期間(480か月)の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間の国民年金保険料については、申立人の母及び申立人の夫共に納付済みであることが確認できる。

さらに、申立人の昭和42年※月から45年3月までの期間の国民年金保険料は納付済みとなっているところ、申立人は、「昭和41年から44年ぐらまでは、実家のあるA市町村に住民登録したままB都道府県で働いていた。この間の国民年金保険料は母が納付してくれていたと思う。」としており、申立人の母親の納付意識は高かったものと考えられる上、申立期間直前の昭和44年度の保険料は、申立人の母が過年度納付したことがうかがわれることから、申立期間の保険料についても一緒に納付したはずであるとの主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から48年9月まで

昭和40年ごろ、会社の再編があり、勤務していたA株式会社はB株式会社になった。45年3月に同社を退職した後、次の会社に就職するまでの申立期間については、C株式会社に移り残務整理をしていたが、同社は厚生年金保険には加入していなかったため、国民年金に加入していた。保険料は、勤務先近くにあったD金融機関本店で振り込むか、妻が自宅を訪れていた市町村役場の集金人に夫婦二人分を支払っていた。

申立期間について、妻の保険料は納付済みとなっており、また、妻が当時つけていた家計簿には、夫婦二人分の国民年金保険料を納付した旨の記載があるので、申立期間の保険料について、納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された家計簿は、申立期間当時作成されたものと認められるとともに、その記載内容等から基本的に信用できる。

また、申立人は、「昭和45年3月にB株式会社を辞めた後すぐに国民年金に加入し、申立期間の保険料は、D金融機関本店で振り込むか、自宅に来ていた市町村役場の集金人に夫婦二人分を一緒に支払っていた。」と主張しているところ、上記家計簿には、申立期間に係る夫婦二人分の国民年金保険料をほぼ一緒に納付した旨の記載があり、記載されている納付金額は、当時の国民年金保険料の金額とすべて一致していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所及びE市町村の記録では、申立期間の国民年金

保険料について、申立人の妻は納付済みとなっていることが確認できる上、同市町村保管の申立人の妻に係る国民年金被保険者名簿によれば、納付年月が記載されている期間の保険料の納付時期は、家計簿に記載されている納付時期とすべて一致していることが確認できる。

加えて、申立期間当時、E市町村において国民年金業務を担当していた元職員は、「市町村役場職員と集金人（市町村の嘱託職員）とで、国民年金保険料の集金を行っていた。」と証言している上、申立人が自宅を訪れていた集金人として記憶している人物について、その家族の証言から、申立期間当時、E市町村の嘱託職員として、申立人が居住する地区において、国民年金保険料の集金業務を行っていたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から40年3月まで

国民年金制度が始まった昭和36年4月から、自宅に来ていた町内の集金人に夫婦一緒に国民年金保険料を支払っていた。妻の分の保険料は納付済みとなっているのに、自分の分が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について国民年金保険料をすべて納付しており、夫婦二人分の保険料を納付していたとするその妻は、申立期間を含めて保険料をすべて納付しており、夫婦二人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、「国民年金制度が始まった昭和36年4月以降、夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していた。」と主張するところ、社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しが、申立人の妻と連番で昭和36年3月8日になされている上、申立期間直前の36年4月から37年3月までの期間の夫婦二人分の保険料が納付済みとなっていることが確認できることを踏まえると、申立期間について、申立人の妻が自分の保険料を納付していたにもかかわらず、申立人の保険料だけを納付していなかったとすることは不自然である。

さらに、申立人とその妻は、集金人が自宅に立ち寄った際の様子を共に具体的に記憶しており、A市町村役場では、「申立期間当時、町内会において班ごとに集金人が国民年金保険料の集金をし、国民年金協力員がまと

めていた。」と回答している上、申立人が記憶している集金人の息子及び国民年金協力員の家族は、当該集金人が申立人の居住地区の集金を担当していたと証言している。

なお、社会保険庁の記録では、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月から同年 11 月までの期間は、申立人が厚生年金保険に加入（平成 20 年 7 月付けで統合処理）していることが確認できるが、申立人及びその妻は、申立人が申立期間以前から勤めていた事業所が、厚生年金保険適用時に申立人を厚生年金保険に加入させていたことは知らなかったとしている上、A 市町村の記録から、申立人が、昭和 31 年 9 月 30 日から平成 20 年 3 月 31 日まで申立期間も含めて継続して国民健康保険に加入していることが確認でき、同期間についても国民年金保険料を納付していたとする主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年12月1日から29年7月2日まで
② 昭和29年9月20日から30年4月15日まで
年金問題が話題になり、社会保険事務所で記録照会したところ、A事業所及びB事業所において厚生年金保険に加入していた期間について、脱退手当金が支給済みであることを初めて知った。

脱退手当金が支給されたとする昭和35年ごろは、寮に住みながらC事業所に勤務し、職員も少なく多忙な日々を送っており、脱退手当金の制度など知らなかった。自分は脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5年2か月後の昭和35年6月17日に支給決定されたこととなっており、申立人の委任を受けて事業主が代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と231円相違しており、その原因は不明である上、申立人の戸籍謄本から、申立人の生年月日は「昭和3年D月E日」、申立期間当時の氏名は「F」と確認できるが、A事業所及びB事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳並びに厚生年金保険被保険者記号番号払出簿のいずれにおいても生年月日は「昭和3年D月G日」、氏名は「H」と誤ったまま記録されており、脱退手当金の裁定があれば訂正されると考え

られるところ、訂正が行われないうちまとなつてゐる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和36年10月1日に訂正し、36年9月の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和36年9月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年4月1日から同年6月1日まで
② 昭和36年9月30日から同年10月1日まで

A事業所に昭和35年4月1日から働き始めたので、申立期間①についての厚生年金保険加入を認めてほしい。

また、申立期間②については、同事業所に昭和36年9月30日まで勤務していたので、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年9月30日とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、人事記録から、申立人が昭和36年9月30日までB事業所が所管するA事業所に勤務していたことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するB事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同日の昭和36年4月1日に被保険者資格を取得した16人が同年10月1日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、当時の同僚も、「申立人が9月30日まで、一緒に働いていたことは間違いない。」と証言しており、申立人のみ昭和36年9月30日に被保険者資格を喪失する合理的理由はみられない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和36年10月1日に被保険者資格を喪失し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていたと認められる。

また、申立期間②（昭和 36 年 9 月）の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から、7,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B 事業所は、A 事業所が全喪しており、確認できる関係資料が無いため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 36 年 10 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 9 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 36 年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、申立人は、事業主により給与から申立期間の厚生年金保険料が控除されていたと主張するところ、申立人と同様に昭和 35 年 4 月 1 日から勤務していた同僚の厚生年金保険の資格取得日は、申立人と同じ同年 6 月 1 日であることが確認できる上、当時の同僚は、「採用後、1、2 か月経過してから社会保険加入の話をされた。試用期間があったと記憶している。」と証言している。

また、社会保険事務所が保管する A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、昭和 35 年 3 月 14 日に 1 人、同年 6 月 1 日に申立人を含む 33 人が被保険者資格を取得しているが、その間に新規資格取得者は無く、健康保険記号番号に欠番も見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年8月16日であると認められることから、申立人の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和19年10月から同年12月までを40円、20年1月から同年7月までを50円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年8月16日まで

私は、昭和17年3月に学校を卒業後、同郷の同僚二人と一緒に、A株式会社のB工場とC工場で終戦の20年8月15日に帰郷するまで働いていたが、社会保険事務所から関係書類が不備なので厚生年金保険の加入記録として確定できないと言われた。

この期間を厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と一緒に入社し勤務していたとする同僚の証言から、申立人が申立期間においてA株式会社において勤務していたことが推認できる。

また、D社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者記号番号払出簿から、A株式会社において、申立人及び同僚二人が連番で、昭和19年6月1日に資格を取得（実際に、給与からの厚生年金保険料の控除が開始されたのは厚生年金保険法が施行された昭和19年10月1日からとなっている。）した記録が確認できる。

しかしながら、昭和19年6月1日に厚生年金保険の資格を取得した際の被保険者名簿を確認することができない。一方、E社会保険事務所が保管するA株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人及び同僚二人が連番で20年1月21日に資格を取得した記録が確認できる。

また、申立人のA株式会社における加入記録は確認できない上、社会保険庁のオンライン記録及び社会保険業務センターが保管する厚生年金保険被保険者台帳では、上記の厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び被保険者名簿に記載された申立人の厚生年金保険の記号番号は、別人の記号番号に充てられ、申立人の記録が欠落していることが確認できる。

さらに、上記の厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び被保険者名簿には、申立人及び同僚二人の資格取得日（昭和20年1月21日）の記載はあるが、資格喪失日の記載が無く、資格喪失日の確認ができないが、連絡のできた同僚一人は、「申立人と3人一緒にB工場とC工場で働き、終戦の日に3人一緒に帰郷した。」と証言している上、社会保険庁の記録から、一人の資格喪失日は昭和20年8月16日となっていることが確認できる。

加えて、当該同僚は、申立人と同様に確認できる被保険者名簿において、「資格取得日が昭和20年1月21日、資格喪失日の記載無し」とされているにもかかわらず、被保険者台帳において、「昭和19年6月1日取得、昭和20年8月16日喪失」とされ、オンライン記録においても同様の記録となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理は適切であったとは認められず、同僚の証言及び厚生年金保険の加入記録を踏まえ判断すると、申立人のA株式会社における資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年8月16日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から、昭和19年10月から同年12月までを40円、20年1月から同年7月までを50円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を15万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月1日から5年7月31日まで

私は、A株式会社に勤務し、厚生年金保険に加入していた。事業主の妻であり、取締役にも就任していたが、経営には関与していなかった。標準報酬月額の減額訂正についても聞かされておらず、知らなかったのもので、申立期間における標準報酬月額について訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は8万6,000円とされている。

しかしながら、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、15万円とされていたところ、A株式会社が適用事業所に該当しなくなった日（平成5年7月31日）の後の平成5年8月11日付けで、4年11月1日に遡^{そきゅう}及して8万6,000円に引き下げられていることが確認できる（申立人と同様に遡^{そきゅう}及した標準報酬月額の訂正処理がされているのは代表取締役である申立人の夫のみである。）。

このことについて、当該事業所の代表取締役は、「申立人に会社の経営について話したことは無い。」と証言している上、当時の社会保険の担当職員は、「申立人は、電話の受付や来客の対応等を行っており、経営や経理には関与していなかった。」と証言していることから、申立人は当時取締役であったが、社会保険事務について権限を有していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年11月から5

年6月までの標準報酬月額を8万6,000円とする訂正処理を5年8月11日付けで遡^{そきゆう}及して行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た15万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から45年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年2月から45年10月まで

私自身は国民年金の加入手続や保険料の納付を全くしていないが、亡父は集落の国民年金保険料の集金について責任ある立場であって、毎月取りまとめた現金を最寄りの郵便局に入金していた。

私は、申立期間中の一時期はA事業所に勤めていたため、当該期間の厚生年金保険加入記録について社会保険事務所に照会したが、その事業所は厚生年金保険の適用事業所ではないため、加入の事実は確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、立場上、娘の国民年金保険料の納付を亡父が無関心だったはずがないと思う。証拠資料も何も無いが、第三者委員会で検討願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「亡父は、当時、町内会の役員として、家族や近隣住民の国民年金保険料の集金を行っており、私の申立期間の保険料も納付してくれていたはずである。」と主張しているが、社会保険事務所の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和45年10月27日、資格取得は同年11月1日となっており、申立人は、申立期間について、国民年金に加入していないため、申立人の父親は、同期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、申立人の父親が申立期間に係る国民年金保険料を納付するためには、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、別の手帳記号番号が払い出された事実は確認できない上、申立人の父親が申立期間の保険料を継続して納付していたとすれば、昭和45年10月27日に改めて別の手帳記号番号が払い出される合理的な理由

は見当たらない。

さらに、申立人は、専門学校を卒業した昭和 42 年 4 月から 2 年余り A 事業所に勤務していたとする一方、申立人が平成 19 年 12 月に B 社会保険事務所に提出した厚生年金保険被保険者加入期間照会申出書には、当該事業所における加入期間を昭和 44 年 4 月から 45 年 10 月までと記載しており、申立人の勤務の記憶には曖昧さがうかがえるものの、申立人が A 事業所に勤務していた期間は、42 年 4 月から 45 年 10 月までであったということも考えられ、申立人の父親は、申立期間当時、申立人と同様に、申立人については厚生年金保険の被保険者であったと認識していた可能性があり、申立人が A 事業所を辞めた後の 45 年 11 月ごろに国民年金に加入させたと考えることに不自然さはみられない。

加えて、申立期間について、申立人の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の兄は、「両親の遺品は一切残っていない。」としていることから、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情を確認することもできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から3年3月までの期間及び8年2月から9年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年1月から3年3月まで
② 平成8年2月から9年1月まで

申立期間①については、A市町村に住んでいた。大学在学中の期間のうち、平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料は納付済みとなっているのに、2年1月から3年3月までの保険料は未納となっており、納得がいかない。

また、申立期間②については、無職の期間であったが、平成9年3月ごろにまとめて納付した記憶があるので、調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、「大学在学中の20歳以降の期間のうち、平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料は納付済みとなっているのに、申立期間①の2年1月から3年3月までの保険料が未納となっているのはおかしい。」と主張するところ、社会保険庁の記録から、申立人が国民年金に加入したのは、大学生の国民年金の加入が強制加入となった平成3年4月1日からであり、申立期間①は未加入期間となっていることが確認できる。

また、A市町村では、「平成3年4月以降、大学生への強制一括適用を行い、国民年金手帳及び納付書を郵送していた。」と回答しているが、申立人は、平成3年4月より前に、国民年金に任意加入した記憶は無いとしている。

さらに、申立人は、「申立期間①の保険料について、大学卒業後の平成4年6月ごろに一括納付した。」と主張するところ、社会保険庁の記録から、申立人が平成4年8月4日に、3年4月から4年3月までの国

民年金保険料を一括して過年度納付したことが確認でき、申立人は、このときに納付した保険料について、申立期間①の保険料を納付したものと誤解している可能性がある。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立人は、「無職の期間であった申立期間②の国民年金保険料について、平成9年3月ごろにまとめて納付した記憶がある。」と主張するところ、社会保険庁の記録及びB市町村の記録では、いずれも申立期間②は国民年金に未加入の期間となっている。

また、申立人は、C株式会社を平成8年1月31日に退職後、国民年金の加入手続をしなければならないという認識は薄かったと供述している。

さらに、申立人は、申立期間②のうち、平成8年2月から同年12月上旬まで海外旅行のため外国に滞在し、その間、一度も帰国しなかったとしているところ、国民年金に加入したのは出国前であったか帰国後であったか定かではなく、納付金額が高かったとする以外の保険料の納付状況等に関する記憶も曖昧となっている。

加えて、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から45年5月までの期間及び57年3月から59年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年10月から45年5月まで
② 昭和57年3月から59年4月まで

私は、昭和44年10月21日から45年6月28日まで株式会社Aに勤務し、厚生年金保険に加入していたが、同時に国民年金にも加入していたと記憶している。

また、昭和57年3月から59年4月までB事業所に勤務し、C国民健康保険に加入していたが、それまで国民年金と厚生年金保険との切替手続をきちんとしていたと記憶しており、当該期間についても国民年金に加入していたはずであるので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、「昭和44年10月21日から45年6月28日まで株式会社Aに勤務し、厚生年金保険に加入していたが、同時に国民年金にも加入していたと記憶している。」と主張するところ、社会保険庁の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和50年1月22日、資格取得は45年7月1日（平成20年11月27日付けで、昭和45年6月28日に訂正）に遡及^{そきゅう}して行われたことが確認でき、申立期間①は国民年金に加入していない期間となっており、申立人は申立期間①の国民年金保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、申立期間①の国民年金保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されていなければならないが、別の手帳記号番号が払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせ

る事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立人は、「昭和 57 年 3 月から 59 年 4 月まで B 事業所に勤務し、C 国民健康保険に加入していたが、それまで国民年金と厚生年金保険との切替手続きをきちんとしていたので、当該期間についても国民年金に加入し保険料を納付していたはずである。」と主張するところ、社会保険庁の記録及び D 市町村が保管する国民年金被保険者名簿の記録のいずれにおいても、申立人が申立期間②について、国民年金に加入した記録は無く、申立期間②は国民年金に加入していない期間のため、申立人は申立期間②の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと推認される。

また、申立期間②の国民年金保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されていなければならないが、別の手帳記号番号が払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人自身も、保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧である。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 16 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 36 年 3 月 16 日から同年 9 月 16 日まで
③ 昭和 36 年 11 月 16 日から 37 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険加入期間について照会申出書を提出したところ、社会保険事務所から、A事業所で勤務した期間のうち、申立期間の記録は確認できなかったとの回答をもらった。

当時、私はA事業所で期間雇用非常勤職員として勤務しており、元同僚に確認したところ、昭和 35 年 8 月から 36 年 9 月 30 日までは厚生年金保険の加入期間になっていると聞いた。雇用主がB事業所が所管するA事業所であること、また、当時の労使間の信頼関係から、同じ身分の職員の待遇を差別するとは考えられない。

社会保険事務所での説明では、雇用主が厚生年金保険の脱退期間であるとのことだったが、一緒に働いた元同僚の証言などから、自分の年金記録に疑問がある。このような状況では納得できないので、適正な審査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所が保管している人事記録により、申立人が申立期間①当時は期間雇用非常勤職員として、申立期間②のうち昭和 36 年 3 月 16 日から同年 3 月 31 日までは日々雇入れ非常勤職員、36 年 4 月 1 日から同年 9 月 15 日までは期間雇用非常勤職員として、申立期間③のうち 36 年 11 月 16 日から同年 11 月 30 日までは日々雇入れ非常勤職員、36 年 12 月 1 日から 37 年 3 月 31 日までは期間雇用非常勤職員として、いずれもA事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立期間①については、B事業所が保管している申立人の人事記録には、「昭和35年3月16日付け期間雇用非常勤職員に採用する。任用予定期間は昭和35年3月31日までとする。」旨記載されており、申立人は、採用当初、当時の厚生年金保険法第12条第3号に基づき、同法の適用除外となる「臨時に使用される者で、二月以内の期間を定めて使用される者」であったことが確認できる上、社会保険事務所の記録では、A事業所は、昭和35年2月1日に厚生年金保険適用事業所として新規適用となっているが、同年4月1日にいったん適用事業所ではなくなり、同年8月1日に再び適用事業所となっていることが確認でき、申立期間①のうち35年4月1日から同年8月1日までの期間については、同事業所は適用事業所とはなっていないことが確認できる。

また、申立期間②及び③については、B事業所保管のA事業所に係る期間雇用非常勤職員台帳により、昭和35年度及び36年度に勤務していた女性の期間雇用非常勤職員81人のうち、申立人と同じ庶務課に勤務していた27人について、厚生年金保険の加入状況を調査した結果、申立期間②については15人中12人、申立期間③については18人中13人が、申立人同様、厚生年金保険の加入記録が無いことが確認でき、当時、同事業所では、期間雇用非常勤職員について、全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる上、当時の同僚3人（庶務課の同僚2人を含む。）は、実際に勤務していた期間と厚生年金保険の加入期間に相違があると証言している。

さらに、申立人が「同じ身分の職員として勤務した」と記憶している当時の同僚については、B事業所保管の人事記録により、昭和35年4月に期間雇用非常勤職員として採用された後、同年12月に常勤的非常勤職員となっており、申立人とは雇用形態が相違していることが確認できる。

加えて、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の加入記録は、昭和35年8月1日から36年2月1日までの期間以外に無く、申立期間①、②及び③について、健康保険記号番号に欠番もみられない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 5 月 1 日から同年 9 月 6 日まで
② 昭和 32 年 10 月 1 日から 38 年 1 月 1 日まで

A事業所及びB事業所において厚生年金保険に加入していた期間について、脱退手当金が支給済みであるという記録になっているが、請求したことも受け取ったことも記憶に無い。

脱退手当金の支給日とされる昭和 38 年 7 月 16 日は、C市町村に住み、D事業所に勤務しており、脱退手当金に係る通知等を受け取った記憶は無く、実家でももらっていないと言っていたので、調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページを含むその前後計 12 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 38 年 1 月 1 日の前後 3 年以内に資格を喪失し、かつ、脱退手当金の受給資格を満たしている 28 人の記録を調査したところ、脱退手当金の支給記録がある 10 人のうち、8 人について 6 か月以内に支給決定がなされていることが確認できる上、このうち、脱退手当金を受給したと記憶している同僚 2 人は、「事業所の事務担当者が手続をしてくれた。」、あるいは、「自分で書類を記載した記憶や、どこかへ手続に行った記憶は無いが、脱退手当金はもらった。」と証言している。

また、当時のB事業所の事務担当者は、「退職者には脱退手当金の説明をして、脱退手当金に係る請求書を交付し、代書もしていた。」と証言していることから、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性は否定できない。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱退手当金」の印判が押されているとともに、申立期間①及び②の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和38年7月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 5 月 1 日から 44 年 8 月 14 日まで
② 昭和 44 年 12 月 1 日から 46 年 11 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、A株式会社に勤務していた申立期間について、脱退手当金が支給済みであるとの回答をもらった。

退職後、すぐにB都道府県に帰省しており、C都道府県とB都道府県のどちらにおいても脱退手当金の手続をした記憶も支給を受けた記憶も無い。退職時に会社から手渡しで現金 10 万円の支給を受けたが、それは退職金であったと思っている。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されているすべての被保険者（145 人）のうち、申立人の被保険者資格喪失日である昭和 46 年 11 月 1 日の前後 3 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給資格を満たしている女性 8 人の支給記録を調査した結果、5 人に脱退手当金の支給記録があり、5 人全員が資格喪失後 6 か月以内に支給決定されている上、聴取した 4 人のうち 2 人は、「退職時に会社から脱退手当金制度について説明があり、脱退手当金を受給した。」と証言し、そのうち 1 人は、「脱」の表示がある厚生年金保険被保険者証を所持していると証言していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人を含め脱退手当金の支給記録がある 5 人全員について、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立人の申立期

間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から1か月後の昭和46年12月1日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 5 月 1 日から 15 年 3 月 1 日まで
平成 15 年 3 月ごろ、厚生年金保険料の未納があり、社会保険事務所から呼び出しを受けたが、都合がつかず、取締役の妻を一人で行かせた。妻は、訳が分からずに標準報酬月額の訂正に同意したようだ。
しかし、従業員^の未払保険料を私の年金から差し引く根拠は無いと思うので、従業員の未払保険料とは別個の問題として、自分の年金問題を処置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A株式会社の代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録及び同社の商業登記簿謄本により認められる。

また、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成 15 年 3 月 5 日)の後の平成 15 年 3 月 10 日付けで、13 年 5 月から 15 年 2 月までの 22 か月間の標準報酬月額について、遡及した減額処理^{そきゅう}が行われていることが社会保険庁の記録により確認できる。

一方、申立人は、「厚生年金保険料の滞納^{そきゅう}の処理について、社会保険事務所から呼び出しを受けたが、自分は出向くことができず、取締役で厚生年金保険の届出事務を担当していた妻が一人で出向いた。標準報酬月額の減額訂正について、妻は訳が分からないまま同意したらしい。」としているが、妻は帰宅後その旨を申立人に報告したとしており、申立人は、A株式会社の代表取締役として、申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額に同意したものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A株式会社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 5 月 1 日から 15 年 3 月 1 日まで

平成 15 年 3 月ごろ、厚生年金保険料の未納があり、社会保険事務所から呼び出しを受けたが、代表取締役の夫の都合がつかず、取締役である自分が一人が出向いた。標準報酬月額の訂正について説明は受けたものの、そのときは将来の年金が減額されるとは理解できないままに同意した。

しかし、従業員^{そくぎゆう}の未払保険料を私の年金から差し引く根拠は無いと思うので、従業員^{そくぎゆう}の未払保険料とは別個の問題として、自分の年金問題を処置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A株式会社の取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録及び同社の商業登記簿謄本により認められる。

また、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成 15 年 3 月 5 日)の後の平成 15 年 3 月 10 日付けで、13 年 5 月から 15 年 2 月までの 22 か月間の標準報酬月額について、遡及した減額処理が行われていることが社会保険庁の記録により確認できる。

一方、申立人は、「厚生年金保険料の滞納の処理について、社会保険事務所から呼び出しを受けたが、代表取締役の夫は出向くことができず、取締役で厚生年金保険の届出事務を担当していた自分が一人が出向いた。社会保険事務所内で保険料未納額の確認をし、訳が分からないまま減額訂正についても同意したかもしれないが、関係書類の提出については記

憶が無い。」としているが、申立人は帰宅後その旨を代表取締役である夫に報告したとしており、申立人は、A株式会社の取締役として、申立期間に係る自らの標準報酬月額に減額に同意したものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A株式会社の取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月1日から5年7月31日まで
私は、A株式会社の代表取締役として厚生年金保険に加入していた。当時、標準報酬月額の減額訂正が行われていたことについては覚えていないので、申立期間における標準報酬月額について訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A株式会社の代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録及び同社の商業登記簿謄本により認められる。

また、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年7月31日）の後の平成5年8月11日付けで4年11月から5年6月までの8か月間の標準報酬月額について、遡及した減額処理が行われていることが社会保険庁の記録により確認できる。

一方、申立人は、「当時、会社の経営が苦しい時期であり、社会保険事務所から保険料処理について説明を受けたかもしれないが、記憶が定かでない。」としているが、申立期間当時、相当額の厚生年金保険料の滞納があったことについては認めており、当時の社会保険の担当職員は、「標準報酬月額の減額訂正のような重要事項については、社長が行っていた。」と証言していることを踏まえると、申立人は、A株式会社の代表取締役として、申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額に同意したものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A株式会社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準

報酬月額が減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 1 月 1 日から 28 年 1 月 1 日まで
昭和 28 年 1 月 1 日以降の A 事業所における厚生年金保険加入記録はあるが、臨時作業員として勤務していた 26 年 1 月 1 日から 27 年 12 月末までの期間についても厚生年金保険の加入を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「社会保険庁の記録では、A 事業所における厚生年金保険の加入期間は、昭和 28 年 1 月 1 日からとされているが、26 年 1 月 1 日から臨時作業員として勤務していたので、その期間についても加入期間として認めてほしい。」と主張するところ、A 事業所が保管する社員名簿から、申立人が同事業所に臨時作業員として勤務していたのは昭和 27 年 9 月 24 日からであることが確認でき、雇用保険の加入記録でも同年 9 月 25 日からの加入となっており、両記録はおおむね符合している。

また、同事業所では、「臨時作業員として採用された場合、厚生年金保険にはすぐには加入させておらず、一定期間経過後に長く勤務する見込みのある作業員について厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。」と回答している上、当時の同僚も、「臨時作業員として、厚生年金保険の資格を取得するまで 1、2 年ぐらい勤務した。」と証言している。

さらに、社会保険事務所が保管する同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の加入記録は昭和 28 年 1 月 1 日以降の期間以外には無く、申立期間において、健康保険記号番号に欠番もみられない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年7月1日から10年7月8日まで
標準報酬月額が、1年さかのぼって減額訂正されているが、当時の給料支払明細書を見てみると、給料に見合ったものではないので調べて訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、有限会社Aの代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録及び同社の閉鎖登記簿謄本により認められる。

また、有限会社Aが厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成10年7月8日）の後の平成10年7月22日付けで、9年7月から10年6月までの12か月間の標準報酬月額について、遡及した減額処理が行われていることが社会保険庁の記録により確認できる。

一方、申立人は、「標準報酬月額の訂正について、社会保険事務所及び業務委託している社会保険労務士から説明を受けた記憶が無く、実際に経理全般を担当していた監査役である妻からも報告を受けた記憶が無い。」と供述しているが、当時の社会保険労務士は、「標準報酬月額の訂正に係る標準報酬月額変更届を自分が勝手に提出したことはない。」と証言していることを踏まえると、申立人は、有限会社Aの代表取締役として、申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額に同意したものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、有限会社Aの代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年7月1日から10年7月8日まで
標準報酬月額が、1年さかのぼって減額訂正されているが、当時の給料支払明細書を見てみると、給料に見合ったものではないので調べて訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、有限会社Aの監査役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録及び同社の閉鎖登記簿謄本により認められる。

また、有限会社Aが厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成10年7月8日）の後の平成10年7月22日付けで、9年7月から10年6月までの12か月間の標準報酬月額について、遡及した減額処理が行われていることが社会保険庁の記録により確認できる。

一方、申立人は、「標準報酬月額の訂正について、社会保険事務所及び業務委託している社会保険労務士から説明を受けた記憶は無く、自分は事実上経理全般を担当していたので、訂正に係る標準報酬月額変更届に押印したかもしれないが、その内容までは承知していない。」としているが、当時の社会保険労務士は、「標準報酬月額の訂正に係る標準報酬月額変更届を自分が勝手に提出したことは無い。」と証言していることを踏まえると、申立人は、有限会社Aの監査役として、申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額に同意したものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、有限会社Aの監査役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬

月額減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。